

廃食油をためて お買い物クーポン券と 交換しましょう！

【お問い合わせ先】

村商工会

TEL (62) 9435

役場企画観光課

TEL (67) 2230



使用済天ぷら油（廃食油）をゴミに出してはいませんか！
村内では、1年間に約12,000リットルの廃食油が発生し、その大半が焼却ゴミとして処分されています。

村では、再生可能な地域資源の有効活用を進めるため、家庭から出る使用済天ぷら油を100円／1リットルのクーポン券と引き換え、村内のお店で利用できる地域循環型システムの取り組みを進めています。

廃食油引き取り場所

各家庭

（村民限定）

事業所発生の廃食油は
回収できません

【回収日】

毎月1回

（第3水曜日）

持ち込み

南阿蘇村商工会

● 本所（白水）

TEL (62) 9435

● 久木野支所

TEL (67) 0231

● 長陽支所

TEL (67) 0095

家楽か農家

TEL (67) 2850

回収 事業者

【BDF 精製】

（バイオディーゼル燃料）

1リットル、
100円のクー
ポン券を発行

①回収日（毎月第3水曜日）にペットボトルなどに廃食油を入れて上記の引き取り場所まで持参してください。

（ただし、ペットボトルなどの容器は回収できませんので、ご持参された方が必ずお持ち帰りください）

②廃食油は、1リットル単位で回収し、1リットル：100円のクーポン券と交換します。

（ただし、1リットル未満の廃食油は、クーポン券に換えることができませんので、ご注意ください）

③クーポン券（1リットルあたり100円）は、村内のお店（クーポン券裏面記載の店）でご利用できます。

④事業所発生の廃食油は回収できません。

巡回相談日

6月9日（火）

6月16日（火）

相談時間

専用電話

白水保健センター相談室

長陽庁舎1階会議室

午前10時30分～午後2時30分

Tel (67) 2244

- 契約の前に、契約内容をよく確認しましょう。「儲かる」という言葉だけを信じない。
- 知人、同級生、先輩や会社の同僚など知っている人からの勧誘でも、断る勇気を！
- 家族や友人、知人などが困っている場合や不審な様子が見られた時は、話を聞き、相談窓口にご相談するよう伝えましょう。

今年度に入り、マルチ商法に関する相談が急増しています。平成27年4月現在で11件（前年同月比+9件）の相談が入っており、昨年度を上回る勢いとなっています。マルチ商法とは、販売組織の加盟者が新規加入者を誘い、その加入者がさらに別の加入者を誘引することで、組織を拡大して行う商品・サービスの取引です（ネットワークビジネスと説明されることもあります）。新規加入者が支払う加盟料や商品代金によって、自分の利益が得られると勧誘されますが、勧誘時の話と違い、商品が売れない、加盟者を勧誘できないなどにより、思ったような利益が得られないこともあります。

今月は熊本県消費生活センターからの消費者トラブル注意報をお伝えします。

南阿蘇
消費者
相談室から

Vol.29

【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室

Tel (67) 2244

相談日 火曜・木曜日

午前10時～午後3時

久木野庁舎